

都市計画案に対する意見書の要旨と対応方針

●坂戸都市計画道路の変更（3・3・22号川越鶴ヶ島線及び3・4・23号鶴ヶ島毛呂山線）

●縦覧及び意見書の提出期間 令和3年11月12日（金）～11月26日（金）

●意見書提出 11通（賛成：1、反対：9、意思表示なし：1）

賛成以外の意見の区分（補償等：7、計画ルート：6、関連道路：4、住民説明等：3、その他：3）

●意見書の要旨と対応方針

区分	意見書の要旨	対応方針
意見書1 【反対】	その他	1. 地図作成後に新築され住宅等を手作業でもよいので地図に書き加えるべきである。 今後、事業化に当たっては、現況の土地利用を反映した図面を作成する予定である。
	計画ルート	2. 都市計画道路の検討に当たっては、市の都市計画マスタープラン、地形及び地域の土地利用との調和や線形の連続性、交通の安全性や円滑性、快適性、また、建設費及び維持管理費用などの経済性等を踏まえ、広域的、総合的に判断した結果に基づいたルートや基本的な構造を変更案としている。 したがって、計画案のルートや基本的な構造が最適な案と考えている。
	住民説明等	3. 今回の都市計画道路は広域幹線道路になるため、埼玉県と連携しながら地権者のほか、広報紙やホームページで広く周知を図ったものである。 地元自治会に対しては、事業の実施段階で改めて説明会を開催することを考えていたため、連絡はしなかった。 なお、今後については都市計画の手続きの段階で地元自治会等への説明を検討していく。
	住民説明等	4. 「ていねいな説明」と「柔軟な判断」をお願いしたい。住居が計画にかかる場合の指針を示してもらいたい。 今回の都市計画変更に当たり、計画案の内容について広報により周知した説明会を行うとともに、住民説明会の開催前には、対象となる地権者を個別に訪問している。このため、丁寧な説明に努めていると考えている。 今後、道路の詳細な構造などに関する柔軟な判断については、事業の実施段階で地元の意見を伺うとともに、また、交通管理者などの関係機関と調整を行い、道路の技術基準に基づき検討していく。 また、住居が計画にかかる場合の指針はないが、総合的に判断した結果に基づいたルートや基本的な構造を変更案としている。
意見書2 【反対】	計画ルート	1. 建物や土地にかからないよう、路線を少し曲げるなどしてもらいたい。 【意見書1「2」と同様】
意見書3 【反対】	計画ルート	1. 我が家の建物や土地にかからない道路設計にしてもらいたい。 【意見書1「2」と同様】
	関連道路	2. 市道69号を通れるようにする。また、南側の側道をなくして新田通り線に出られる道路を整備してもらいたい。 坂戸都市計画道路3・4・23号鶴ヶ島毛呂山線（以下「計画道路」）は、道路の技術基準により、東武越生線とアンダーパスで立体交差する構造として計画している。このため、北側市道（市道69号線）と平面交差とすることは困難である。 側道については、交差する計画道路が市道69号線を分断することから、その機能や接道要件を補完するために、立体交差に係る部分を周回する形状としている。 また、当該側道は、緊急自動車の通行時等、計画道路へのアクセスを極力迂回することなく、また、一定の幅員を有した形で最短の距離となるように計画している。
	その他	3. アンダーパス、交通量の増加等による環境への影響が心配である。 環境などへの配慮については、側道を設置して計画道路本線との離隔の確保による騒音振動の軽減などを検討している。 また、大雨時などに通行が確保できるよう、アンダーパス部の冠水対策も検討している。
	住民説明等	4. 住民の意見を聞いて欲しい。 今後、事業の実施段階において、地元の意見を伺うとともに、また、交通管理者などの関係機関と調整を行い、技術基準に基づき検討していく。

区分		意見書の要旨	対応方針
意見書4 【反対】	その他	1. 今回の道路建設にあたり市に不信感があり、それが払拭するまで道路建設に反対する。	1. 今後の事業実施までの間に説明を尽くし、御理解と御協力が得られるよう対応する。
意見書5 【意思表示なし】	計画ルート	1. 家のすぐ横を歩行者などが通行するのは耐えかねるので、1mくらい家から離してもらいたい。	1. 都市計画道路の検討に当たっては、市の都市計画マスタープラン、地形及び地域の土地利用との調和や線形の連続性、交通の安全性や円滑性、快適性、また、建設費及び維持管理費用などの経済性等を踏まえ、広域的、総合的に判断した結果に基づいたルートや基本的な構造を変更案としている。したがって、計画案のルートや基本的な構造が最適な案と考えている。 今後、道路の詳細な構造などに関する柔軟な判断については、事業の実施段階で地元の意見を伺うとともに、交通管理者などの関係機関と調整を行い、道路の技術基準に基づき検討していく。
	補償等	2. 駐車スペースが無くなってしまおうので確保してもらいたい。また、補償をしっかりしてもらいたい。	2. 用地交渉の中で対応していく。
意見書6 【反対】	補償等	1. 転居が必要な場合には、代替地の確保の支援や十分な補償等をお願いしたい。	1. 市と埼玉県が連携し、補償を含め誠実に対応していく。
	補償等	2. 早めに補償額の提示をお願いしたい。	2. 令和4年度に道路詳細設計、令和5年度より用地測量や土地鑑定、物件補償額の算定を予定しており、その後、用地交渉の中で対応していく。
意見書7 【反対】	計画ルート	1. 都市計画道路は、住居を避ける路線に計画することは困難か。	1. 【意見書1「2」と同様】
	補償等	2. 具体的な補償額を早く提示してほしい。	2. 【意見書6「2」と同様】
	補償等	3. 保留地の優先取得等を検討してもらいたい。	3. 【意見書6「1」と同様】
意見書8 【反対】	計画ルート	1. 道路の計画線上に新築住宅があることは問題にならなかったのか。畑側を通る計画と聞いていたのに、なぜ宅地側を通る計画にしたのか。	1. 【意見書1「2」と同様】
意見書9 【反対】	関連道路	1. 本線の計画自体には賛成であるが、側道計画に対しては反対する。出来る限り既存道路を活用すべきである。	1. 側道については、交差する計画道路が市道69号線を分断してしまうため、その機能や接道要件を補完するために、立体交差に係る部分を周回する形で設置する案としている。 また、当該側道は、緊急自動車の通行時等、計画道路へのアクセスを極力迂回することなく、また、一定の幅員を有した形で最短の距離となるように計画している。 今後、道路の詳細な構造などに関する柔軟な判断については、事業の実施段階で意見を伺うとともに、交通管理者などの関係機関と調整を行い、道路の技術基準に基づき検討していく。
	関連道路	2. 市道69号線は通行止にしないでもらいたい。今後の詳細設計等に当たっては検討いただきたい。	2. 市道69号線については、計画道路がアンダーパス構造の立体交差であり、また、道路の技術基準により、平面交差とすることは困難である。
意見書10 【反対】	関連道路	1. 側道の必要性については、住民との十分な意見交換や検証を行ってもらいたい。	1. 【意見書9「1」と同様】
	補償等	2. 住居移転等が伴う場合は、住民の年齢も考慮して工事時期を検討してもらいたい。	2. 令和4年度に道路詳細設計、令和5年度より用地測量や土地鑑定、物件補償額の算定を予定しており、その後、用地交渉となる予定である。用地交渉の際に、補償内容について意見を伺いながら対応していく。
	補償等	3. 家屋移転にとどまらず、現状の家族の生活環境が確保されるよう配慮してもらいたい。	3. 【意見書10「2」と同様】
意見書11 【賛成】	—	1. 円滑な道路交通を実現し、魅力ある地域づくりの観点から賛成する。 ※都市計画道路の整備に伴う交通安全対策と越生町方面への早期の延伸に関する要望有り。	※本路線の整備による周辺道路への影響を注視して安全対策に努め、早期延伸について埼玉県に働きかけていく。

